

桑名市教育委員会議事録

令和6年6月26日（水）教育委員室において、桑名市教育委員会6月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（4名）

教育長 加藤 眞毅 教育委員 松岡 守 教育委員 安藤 智里
教育委員 平野 智美

教育部長	尾関 一夫	教育監兼学校支援課長	片山 哲哉
教育環境再構築プロジェクト担当	近藤 光彦	教育総務課長	石田 由佳
新たな学校づくり課長	笥 直樹	人権教育課長	水谷 公
教育総務課主幹 （施設担当）	吉村 誠幸	教育総務課主幹 （保健給食担当）	田島 由紀
新たな学校づくり課主幹 （小中一貫校施設担当）	稲垣 幸夫	新たな学校づくり課主幹 （小中一貫校教育担当）	垣田 智一
学校支援課主幹 （生徒指導担当）	芝 佐織	学校支援課主幹 （教育改革担当）	山下 昌司
教育研究所長	後迫 典子	生涯学習課長	水谷 芳春
スポーツ振興課長	川瀬 保志	観光課主幹 （文化振興担当）	石神 教親

書記

伊藤 千恵

傍聴人

無

議題

1. 審議事項

- ・議案第12号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について

2. 協議事項

- ・次期くわなっ子教育ビジョンの計画期間の延長について
- ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について【非公開】

3. 報告事項

- ・熱中症事故の防止に向けた対応について
- ・夏季休業中の学校閉鎖日について
- ・多度地区小中一貫校整備事業について【非公開】
- ・小・中学校の様子について【非公開】

4. 連絡事項

- ・7月の教育委員会の行事予定について
- ・令和6年度第1回総合教育会議 7月31日（水） 午後1時30分
- ・7月の教育委員会定例会 7月31日（水） 総合教育会議終了後
- ・8月の教育委員会定例会 8月26日（月） 午後1時30分

【教育長】

ただいまから令和6年6月の教育委員会定例会を開催いたします。

議長は、私が務めさせていただきます。

なお、教育長及び教育委員の過半数の方が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本委員会是有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございます。事項書のほうを御覧ください。

事項書の2番、協議事項の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について、事項書の3番、報告事項の多度地区小中一貫校整備事業について及び小・中学校の様子についての3件でございます。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価については、7月11日に予定しております有識者からの意見聴取に先立ちまして、先月に引き続き、報告書の内容について委員の皆様と協議をさせていただくものです。

報告事項の多度地区小中一貫校整備事業については、公表前の事項に関するものでございます。小・中学校の様子については、児童・生徒の個人情報を含むものとなっております。

したがって、これら3件については、桑名市教育委員会会議規則第5条の規定により、会議を非公開としたいと思います。

会議を非公開とすることについて、挙手により採決をいたします。

非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございました。

全員一致により、これら3件については非公開とすることに決しました。

よって、これら3件につきましては、公開の議事の後に事務局から説明を受けることといたします。

それでは、事項書の1番、審議事項、議案第12号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

教育総務課の石田です。

私からは、議案第12号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

第4条関係、別表で定めております就学援助の額につきまして、国の補助金交付要綱による新入学児童生徒学用品費等の小学校の年間支給額が、5万4,060円から5万7,060円に改定されたことに伴い、同様の規則改正を行うものでございます。

議案に関する説明は以上のとおりです。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

【教育長】

ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

特にないようですので、それでは、議案第12号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正についてを挙手により採決いたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

事項書の2番、協議事項、次期くわなっ子教育ビジョンの計画期間の延長について、事務局から説明

をお願いします。

【学校支援課主幹（教育改革担当）】

学校支援課、山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

桑名市教育振興基本計画の扱いにつきまして、御協議をお願いしたいと思います。

別添の資料でございますように、現行の桑名市教育振興基本計画、別名くわなっ子教育ビジョンの計画期間を延期したいと考えております。

資料の中段、年次結果の表にありますように、今年度で実はくわなっ子教育ビジョンが最終年度を迎えております。教育振興基本計画はこれまでも、桑名市の総合計画、桑名市教育大綱を受けて作成されてきた経緯がございます。現時点で、新たな桑名市総合計画並びに桑名市教育大綱の案が示されていない状況にあるため、まずは現行のくわなっ子教育ビジョンを令和7年度に継続してまいります。

並行しまして、次期くわなっ子教育ビジョンの改定に向けて、昨今の教育事情や情報等の収集に努めて、作成に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、資料の下段にお示しましたように、今年度につきましては教育ビジョン作成委員会を立ち上げまして、主に成果指標の見直しを図って、修正箇所について、令和7年度の教育ビジョンに反映させていきたいと考えております。

現行ビジョンの各施策に示されています成果指標の中には、内容や数値がすでに目標に到達しているもの、あるいは、到底目標に達しないもの、社会や現状にそぐわないものなどがございますので、検討、修正の上、来年度以降の教育ビジョンに先行する形で、目標の進行管理をしてまいりたいというふうに考えております。

このような流れで考えております。御協議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見はございますか。

【松岡委員】

教育ビジョンの計画についてはそれでいいと思うんですけど、質問ですけど、桑名市の総合計画と新しい教育大綱の見通しはどんな感じなんでしょうか。

【教育監兼学校支援課長】

学校支援課長、片山でございます。

今のところは、市から、特に市の案が示されているわけでありませんので、もうちょっと情報を得ながら確認をしていくという形になりますので、よろしくお願いいたします。

【教育長】

ほかはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議事に進ませていただきます。

事項書の3番、報告事項、熱中症事故の防止に向けた対応について、事務局から説明をお願いします。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

教育総務課、保健給食係の田島です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の1番、熱中症事故の防止に向けた対応について報告させていただきます。

お手元でございます資料、学校教育活動等における熱中症事故の防止に向けた対応についてを御覧ください。

これらは、三重県教育委員会事務局から県立学校長宛てに発出された文書の写しです。

その内容は、令和6年4月から、新たに熱中症特別警戒アラートが発表されることに伴う対応方針となっております。

これを受け、桑名市においても、熱中症による児童生徒の健康被害を防ぐため、熱中症特別警戒アラートの対処方針を各学校に通知する予定です。

対処方針につきましては、県に準じた形にさせていただく予定です。

現在検討中ではありますが、簡単に概要を御説明させていただきますと、三重県全ての観測地点において暑さ指数が35以上の場合、熱中症特別警戒アラートが発表されますが、そのときは県と同様に休校の措置を取る予定です。

また、熱中症特別警戒アラートは発表されていないものの、桑名市の観測地点で、翌日の暑さ指数が35以上と予想された場合も、休校措置とさせていただきます。

休校措置に伴う学習保障や預かりについても検討しているところでございます。

報告は以上となります。

【教育長】

それでは、ただいまの説明につきまして御質問はありますか。

【安藤委員】

うまく言えるかどうか分かりませんが、これを読ませてもらって、暑さ指数が高くてという場合は、みんなよく分かりますよね。幾つ以上がどうって言うってもらわなくても、大変危険みたいなことがあるのですけど、今年もすでにあったかと思うのですけど、そんなに気温は高くないのに、ちょっと子どもが気分悪かったとか、訴えるとかというようなことがあるわけなので、これは暑さ指数のことについて書いてあるから仕方がないんだけど、暑さ指数だけじゃないよね、みたいなことをちょっと思ったりと、だからどうだっていうわけではないですが。

もう一点は、これは予防の、暑くなりそうだから大変ですよみたいな、気をつけましょうねという話なんですけど。何かあったとき、子どもが気分が悪いよとか、あったときの対処方法というのをどうしたらいいかというのは、どんな感じで決定をされていますか。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

今回のこの通知の以前に、今年の4月30日の時点で、学校における熱中症予防等対処法についてという文書を出させていただいております。

今回、お示しさせていただいたのは、環境省が新たに熱中症特別警戒アラートを発表するということになったので、それについての対処法です。

それ以前に、熱中症予防についての対処法というのは通知が済んでおりまして、もうすでに、熱中症警戒アラートというよりも、熱中症の暑さ指数が31になった場合は運動をやめることであるとか、水分補給についてとか、水泳時の配慮についてとかという、登下校の配慮、学校行事と部活動について等の通知を、もうすでに通知はさせてもらっております。

その中に、当然、スポーツドリンクを飲んだり、塩分タブレットを取ってもらったり、プールサイドでは気をつけるようにとか、そういう細かいことも全部書かせていただいております。

このように対処させてもらっています。

【教育長】

よろしいですか。

【安藤委員】

予防はよく分かるんですけど、子どもが気分が悪くなったときに、すぐそれを言えるとか、近所の子や先生にすぐ話ができるとか、それを聞いた先生が、どこにどう連絡をして、どういう対処をしたらいいのかというのが、そういうのが皆さんがちゃんと分かるようになっていんじゃないかなというところが心配です。

具体的にはどういう内容ですかということをお伺いしたいです。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

学校の中で緊急対応についてのお話をなされているかと思ひまして、そういうことがあった場合は、まず、養護の先生とかが酸素濃度がどれぐらいとかということも全部測っていただいた上で、基本的には救急車を呼んでいただく。熱中症疑いの場合はもう、救急車を呼んでいただくということが基本になっていますので、そのように、先生方も、皆さん熱中症には本当に十分注意してやっていただいております、その危険性も十分先生方は御存じですので、きちんと対応していただいております。

【教育長】

いいですか。

【安藤委員】

熱中症に限らず、やっぱり何かあったときの連絡系統というか、ちゃんと連絡がうまくいき、救急車なら、救急車要請がうまくいくということがすごく大事だと思うので、それが各学校にお任せではなく、何かそういうことを、教育委員会のほうから発信していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。

【松岡委員】

ちょっとちゃんと理解できていないのかなと思うので、それを。

まず、この県から文書は県立学校宛てのものです。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

そうです。

【松岡委員】

それを、一方、その文章の中には児童生徒って書いてあるから、桑名市立の小中学校もこれに準じましょうという、そういうお話ですか。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

そうです。

【松岡委員】

これは、市町によっては違う対応になり得るわけですか。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

まだ、現在、決まっていないという市町もございます。基本的には、県立の高校が休校となった場合に、桑名市は、いろんな市町の小学校、中学校が、登校ということにはなり得ないかなというふうに考えておりまして、この辺は、休校措置という部分に関しては、ほぼほぼ、どこの市町さんも県に準ずる形を取るのではないかと、こちらは考えておりますし、近隣の市やほかのところも聞かせていただきましたが、県には準じていくようなことはお伺いしております。

【松岡委員】

それと、これは県の判断のことでしょうけど、35以上になった場合に、問題なのは、下校時が問題ということなんですかね。登校して涼しい部屋でじっとしていたほうが良いような気もするんですけど。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

熱中症特別警戒アラートは、前日の14時に発表されます。明日35になる予想なのでということで発表される予報ですので、明日は家を出ないと、明日は学校をお休みしますという形になります。

今おっしゃっていただいているのは、多分、登校後に35になった場合だと思われるのですが、その場合は、通常の熱中症対策と同じように、下校時間を少しずらす。もうちょっと暑さが落ち着いてきた頃を見計らって下校させたり、学校の教職員たちが横をついて歩いたりとかという形で、下校させる形になるかと思います。

【松岡委員】

家庭の事情によっては、学校にいた方が涼しいような環境の人もあるかなとちょっと思ったり、休みといっても、家から出るなどと言っても子どもはじっとしているとは限らないので、エアコンの効いた部屋でじっとしている、これは徹底されるか、余計な心配しますけれどもね。

何かちょっとこれでいいのかなと思いましたけど。分かりました。ありがとうございました。

【教育長】

ほかはよろしいですか。

どうぞ。

【平野委員】

余計な心配が分かりませんが、個人的にもすごく心配してしまして。今年の夏はすごく暑くなるという予想でして、最悪のことですけど、万が一、電気が止まった場合に、どういうふうにするかというのはどうなっているのかなと。エアコンが使えないという状態で学校でどうするだろうと心配があります。その辺りはどうでしょうか。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

電気が止まった場合は、多分、電気が止まるのは学校だけではないと思われますので、近くのところへ逃げるとことは多分できないかなとは思いますが。

それはもう基本的に、やはり窓とかを開けて、涼しいところ、日影とかの暑さ指数の低い場所と思われる場所に行っていただくなり、そのときは、ミストじゃないですけど、霧吹きみたいなもので水を少しかけて、体温を下げるような形を取っていただくことになろうかと思えます。

【教育長】

どうぞ。

【平野委員】

一般的にはそう思うんですけど、そういうマニュアルじゃないですけど、そういうものが、多分パニックになるということもありますので、その辺りが、各学校とか、どうなっているのかなと思ったので。

【教育長】

いいですか。

【平野委員】

はい。

【教育長】

ほかはよろしいですか。

それでは、次の議事のほうに進めさせていただきます。

次、事項書の3番、報告事項、夏季休業中の学校閉鎖日について、事務局から説明をお願いいたします。

【学校支援課主幹（教育改革担当）】

学校支援課、山下でございます。

夏季休業中の学校閉鎖日について御報告いたします。

資料はございません。

今年度も、学校における働き方改革を推進する取組の中で、教職員の休暇の取得推進のために、夏季休業期間に学校閉鎖日を設定しています。

県の教育委員会が主催します会議や研修等を実施しない期間の設定を受けまして、昨年度、行事調整委員会で協議を行いまして、学校閉鎖日を決定いたしました。

今年度の学校閉鎖日は、8月10日から16日までの7日間です。緊急時には教育委員会へ連絡を入れていただくよう、学校から保護者に周知いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【教育長】

ただいまの説明について御質問はありますか。よろしいですか。

それでは、次へ進めさせていただきます。

次は、事項書の4番、連絡事項について、事務局から説明をお願いいたします。

————— 各所属長より連絡事項 —————

【教育長】

それでは、ここからは非公開とした議事に移らせていただきます。

【非公開】

- ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について
- ・多度地区小中一貫校整備事業について
- ・小・中学校の様子について

【教育長】

以上をもちまして令和6年6月の桑名市教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

—— 14時28分終了 ——